

全 員 協 議 会

日 時 令和3年9月14日（火）
午前9時15分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 76、77、78 回議運決定事項

令和 3 年 9 月 3 日（金）

令和 3 年 9 月 7 日（火）

令和 3 年 9 月 14 日（火）

付議事項

1 令和 3 年第 3 回（9 月）定例会に関する事項について

(1) 議員提出意見書案の提出について・・・資料 1

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、全議員一致の議案として、申し合わせ事項 28 により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、9 月 14 日の本会議に上程し、委員会付託を省略し、即決する。

(2) 委員会提出議案の提出について・・・資料 2

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、9 月 14 日の本会議に上程し、即決する。

(3) 議案第 70 号山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 71 号山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定についての本会議での採決方法について

議案第 70 号の議案は山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 2 号に規定する「福祉施設」の廃止、議案第 71 号の議案は同条例第 2 条第 1 号に規定する「学校」の廃止に該当するため、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項による特別多数議決となる。なお、表決は、記名投票（青票白票）により行う。

(4) 議会運営委員会の所管事務調査報告・・・資料 3

陳情書の審査の過程で明らかとなった、平成 30 年 9 月定例会の本会議における不穏当発言について、審査結果を 9 月 14 日（火）の本会議において、議会運営委員長が報告することとした。

(5) 政治倫理審査会の審査結果について

9 月 10 日（金）に提出された審査結果報告書を受けて、9 月 14 日（火）の本会議において、議長が審査結果の報告を行うことを確認した。

(6) 議事日程変更案について

| 月 | 日 | 曜 | 開議時刻 | 会議名 | 摘要 |
|---|----|---|-------|-----|---|
| 9 | 14 | 火 | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none">・ <u>議会運営委員会の所管事務調査報告</u>・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決・ <u>議員提出意見書案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>・ <u>委員会提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>・ <u>政治倫理審査会の審査結果について</u>・ 閉会中の調査事項について |

上記のとおりとした

2 その他

(1) その他

(2) 全員協議会の開催日 9月14日(火) 午前9時15分 議運決定事項

議員提出意見書案第 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和 年 月 日提出

| | | | | | | |
|-----|------------|---|---|---|---|---|
| 提出者 | 山陽小野田市議会議員 | 矢 | 田 | 松 | 夫 | |
| 賛成者 | 山陽小野田市議会議員 | 長 | 谷 | 川 | 知 | 司 |
| | 山陽小野田市議会議員 | 伊 | 場 | | 勇 | |
| | 山陽小野田市議会議員 | 河 | 野 | 朋 | 子 | |
| | 山陽小野田市議会議員 | 高 | 松 | 秀 | 樹 | |

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書」について

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市
条例第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p>様式第1号（第15条関係） （その1）</p> <p>年 月 日</p> <p>山陽小野田市議会議長 様</p> <p>会 派 名 経理責任者名</p> <p>年度政務活動費収支報告について</p> <p>山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、 別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。</p> | <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p>様式第1号（第15条関係） （その1）</p> <p>年 月 日</p> <p>山陽小野田市議会議長 様</p> <p>会 派 名 経理責任者名</p> <p>年度政務活動費収支報告について</p> <p>山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、 別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。</p> |

様式第2号（第15条関係）

様式第2号（第15条関係）
（その1）

年 月 日

山陽小野田市議会議長
様

議員名

年度政務活動費収支報告について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第2号（第15条関係）

様式第2号（第15条関係）
（その1）

年 月 日

山陽小野田市議会議長
様

議員名 ㊟

年度政務活動費収支報告について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

ただいま上程されました議案 1 件について御説明します。

委員会提出議案第 4 号は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の理由は、市の押印廃止方針に倣い、所要の改正を行うものであります。

御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

所管事務調査報告

議会運営委員会

令和 3 年 9 月 14 日

| | |
|-----------------|---|
| 調査事項 | 平成 30 年 9 月 28 日の本会議における山田伸幸議員の発言 |
| 調査期日 | 令和 3 年 4 月 13 日 |
| 調査項目 | 上記の発言が不穏当発言であるかどうか |
| 調査によって明らかになった事項 | 不穏当発言の該当基準として、 <ul style="list-style-type: none">・ 無礼な発言・ 他人の私生活にわたる発言・ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言・ 基本的人権を侵害する発言・ 相手が不快感を覚える発言 の五つがある。 |
| 委員会の結論 | ・ 不穏当発言であると認定した。 |